

第1620回島根県教育委員会会議録

日時	令和4年5月23日
自	13時30分
至	15時05分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

—公開—

(議決事項)

第1号 令和5年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書
採択の基本方針について(教育指導課・特別支援教育課)

—————以上原案のとおり議決

(報告事項)

第8号 令和4年度5月補正予算案の概要について(総務課)

第9号 新型コロナウイルス感染症への対応について(総務課)

第10号 公立高等学校における県外入学者数の推移について(教育指導課)

第11号 特別支援学校における通学支援アンケート調査について

(特別支援教育課)

—————以上原案のとおり了承

—非公開—

(議決事項)

第2号 令和5年春の叙勲候補者の推薦について(総務課)

—————以上原案のとおり議決

(協議事項)

第1号 令和5年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針(案)について
(教育指導課)

—————以上資料により協議

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】
野津教育長 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員 原田委員

2 欠席者
なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	報告第10～11号
柿本教育監	全議題
中澤教育次長	公開議題
佐藤参事（教育指導課長取扱）	公開議題、協議第1号
森山参事	公開議題
小畑総務課長	全議題
幸村教育施設課長	公開議題
大野学校企画課長	公開議題
中西県立学校改革推進室長	公開議題
中村地域教育推進室長	公開議題
野津子ども安全支援室長	公開議題
妹尾特別支援教育課長	公開議題
徳永保健体育課長	公開議題
野々内社会教育課長	公開議題
石原人権同和教育課長	公開議題
中島文化財課長	公開議題
津森世界遺産室長	公開議題
角田古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

福井総務課長代理	全議題
佐々木総務課人事法令グループリーダー	全議題
恩田総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	4 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	1 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件
署名委員	朋澤 委員	

議決第 1 号 令和 5 年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針について（教育指導課・特別支援教育課）

○佐藤参事 まず、高等学校について説明する。1 の 2 ページをお願いする。審議いただく項目は 5 点ある。1 から 5 の採択の基本方針、基準、観点、留意事項、手続きである。

1 点目、採択の基本方針についてである。昨年度と変更した点はない。（1）の関係法令については、1 の 4 ページでまとめている。2 つ目の○にある法律により、教育委員会で教科書の事務を行うとされている。3 つ目の○にある法によって、各学校では文部科学省の検定済み教科書を使用する必要があると示され、4 つ目の○にある規則により、検定済み教科書がない場合は学校設置者の定めにより、他の適切な教科用図書を使用することができることとされている。さらに、5 つ目の○にある規程により、教科書は校長の意見を聞いて、教育委員会が採択するとされている。

1 の 2 ページにお戻りいただきたい。1. 採択の基本方針の（2）について、採択の権限は教育委員会にあるが、高等学校においては各学校が多様な教育課程を編成し、授業を展開しているため、校長の意見を聞いて、すなわち学校に選定を希望する教科書の一覧を提出させ、教育委員会の責任によって採択するとしている。

2. 採択基準についてである。教科書の採択は「高等学校用教科書目録」に登載されている教科用図書のうちから行なう。目録は、文部科学省の検定に合格した教科書が、教科別に一覧になっている。高等学校は多様な教科が設定されるので、教科書が発行されていない場合もある。その場合は、一般図書の中から採択する適切な図書を採択することができる。

3. 採択の観点についてである。採択は、各学校の特色や生徒の実態、教育課程に適合した教科書を採択することとしている。

4. 採択に係る留意事項である。（1）では、学校の特色や生徒の実態に合った教科書の採択のため、各学校の教員や教育委員会事務局の指導主事が教科書研究の充実に努めなければならないこと。（2）では、過去に、教科書発行者による教科書採択の公平性に疑念を抱かせる行為が相次いだことを受け、教科書の採択にあたって、より一層適正かつ公正な採択の確保を確立されるよう、各学校への指導を徹底しなければならない

こと。以上2点を留意事項として挙げている。なお、教科書等の編集作業に関わった教員の教科書選定への関わり方については、公正確保の徹底を要請するとともに、該当教員の報告を現在依頼しているところである。

5. 採択の手続についてである。各高等学校では各教科書会社から届いた教科書見本を参考に、今後、①から⑤の手続きを経て教科書採択を行う。①採択の基本方針を踏まえ、各学校は、教科書見本を参考に教科書研究を進める。なお、平成29年度から教科書選定への公正性を確保するため、各学校で校長を委員長とする教科書選定委員会を設置させることとしている。各校はこの教科書選定委員会の審議を経て、使用教科書を選定し、選定理由を明らかにして7月7日までに教育委員会事務局に採択希望を報告する。②教育委員会事務局は、主として教育課程との整合性等を専門的見地から審査を行う。③この審査を経て、必要に応じて学校に対して指導助言を行っていく。その後、校長が選定に変更があれば、教育委員会事務局に採択希望を再報告する。④8月下旬に県教育委員会として採択を行い、9月の教育委員会会議で内容を報告する。⑤また、各校の採択結果は、9月上旬に各校へ通知する。

○妹尾特別支援教育課長 続いて、特別支援学校高等部用教科用図書採択の基本方針について説明する。

1の3ページをお願いします。まず、初めにお伝えする。特別支援学校高等部教科用図書の採択の場合、高等学校と違う点は、生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性から、個々の生徒ごとに教科用図書を採択するというをお伝えしておく。

1. 採択の基本方針については、高等学校と同様である。

2. 採択基準については、採択は、「高等学校用教科書目録」、「中学校用教科書目録」、「小学校用教科書目録」、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録」これらの令和5年度使用分に加え、「令和5年度用島根県教育委員会選定一般図書一覧」に登載されている図書のうちから行う。ただし、必要がある場合には、校長の意見に基づき、「教科書目録」等に登載されている図書以外を採択する。これは、教科書目録等の中に適した教科書がない場合には、他の適切な教科用図書を使用することができることにしており、その場合、県で一つ一つ調査研究を行い、審査することとなっている。

3. 採択の観点については、採択は、生徒の発達の段階、障がいの状態及び特性、教育課程に適合したものであるかどうかを考慮した上で、厳正に行う。

4. 採択に係る留意事項については、高等学校と同様である。

5. 採択の手続きについては、②から⑤については高等学校と同様である。①について、先ほど高等学校では、教科書選定委員会を設置する説明があったが、特別支援学校ではこの委員会は設けず、各学校で十分な検討の上としている。これは特別支援学校の場合、生徒個々に応じた教科書を選定することにあたり、各学級でまずは検討、その後、各教科あるいは各学部で検討、そして全体で検討するという幾つもの段階を踏んで十分に検討しているためであり、委員会形式ではない形にしているところである。図の教科書選定から採択決定通知の流れについては高等学校と同様だが、特別支援学校の場合、一番下の※印に、なお、新入生については、合格が決定した2月末に選定を行い、上記と同じ流れで3月に採択するとしている。これは新入生の場合、10月以降の就学相談会や入学者選抜において、実態を十分に把握した上で、合格が決定した2月末に選定を行い、同じ流れで3月に採択を行う。今後については、先ほども説明があったが、採択結果について、9月の教育委員会会議で報告する。それに加えて、先ほどの高等部新入生の教科用図書の採択結果は、3月の教育委員会会議で報告させていただく。

○野津教育長 資料の1の3のフロー図で、特別支援学校の一番左は各県立特別支援学校である。

○妹尾特別支援教育課長 資料の5 採択の手続きについての①が高校と同じ表現になっているので、これを特別支援学校の場合は、この表現ではない。これは訂正させていただく。

———原案のとおり議決

報告第8号 令和4年度5月補正予算案の概要について（総務課）

○小畑総務課長 2の1ページをお願いする。令和4年度島根県一般会計補正予算（第2号）の、1. 補正予算の概要については合計欄のとおり、補正前の額827億7,600万円余を補正額1億100万円余の増額により、補正後の額828億7,700万円余とするものである。

2の2ページをお願いする。2. 課別事業別一覧となる。学校企画課及び保健体育課所管事業で、内容は大きく2つの項目となる。ともに新型コロナウイルス感染症対策である。本県では新規感染者が継続して発生し、部活動などの学校関係での感染も日によっては、集団感染など発生している状況にある。そうした事態に対して、早期の抑え込

みに向けた取組など、さらなる感染症対策が必要となっている。そうした状況を踏まえて、大きく2点の対策に係る補正予算を組むものである。

1点目は、学校企画課所管の事業で、県立学校の寄宿舎に係る感染症対策となる。当初予算では、寄宿舎生の就職関連の活動や進学のための受験等で県外へ出かけ、帰寮する際の検査経費を県費で負担するとしていたところを、長期休業等、具体的には夏休みなどで帰省し、帰寮する分も対象として拡充するもので1,900万余の増額となる。

2点目は、保健体育課所管の事業で、県立学校の部活動に係る感染症対策となる。当初予算では全国規模の大会に参加し、帰県する際の検査経費を県費で負担するとしていたところを、県外で開催される大会等分も対象として拡充するもので2,800万余の増額、併せて、県外での練習試合や県外校の生徒等と交流する場合も新たに検査の対象とするもので5,300万円余の増額。以上、部活動に係る感染症対策は合わせて8,100万円余の増額となる。以上が今回の補正項目及び補正額となる。なお、これらの感染症対策については、新学期当初から随時対応が必要であったことから、当初予算や新型コロナウイルス感染症対策調整費での対応も行ってきたところである。

2の3ページをお願いします。補足資料となる。3. 対応(案)の(1)の一覧表は、今、御説明した補正内容を再掲したものとなっているが、対象学校の欄を見ていただくと、②の全国大会等への参加に伴う検査は、国立、公立、私立の小中高を対象として教育委員会で執行することとしているが、欄外の注2のとおり、①及び③の対象のうち、私立学校分については、総務部総務課で対応される。

○林委員 2の3の対応のところ①寄宿舎生を対象とした検査の積算のこの1,089人分の根拠だが、資料は全然違うが、報告第10号のところ、県内の留学生がざっと出ており、今年度、1年生から3年生までざっと六百十何人というが、例えば拡充後に長期休暇の帰省も対象ということで、国の検査になると思うが、いわゆる夏休み、冬休み、春休み、それに県内でも寄宿舎に入っている方を踏まえて、1,089人分ぐらいで大丈夫なものか。

○大野学校企画課長 1,089人分の内訳だが、基本的に全ての県立寄宿舎生を対象にしており、高校分で九百数十名、特別支援学校分で百数名という形で、それを全体積み上げると1,089名ということになる。今回は、あくまで夏季休業における検査に対応したものを計上しており、夏季休業の1回分が計上されている。秋冬以降については感染の状況が見えないため、状況を見ながら、必要であれば同じような対応を取っていくという

ことになる。

———原案のとおり了承

報告第9号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）

○小畑総務課長 3の1ページをお願いする。前回の会議以降での動きとして御報告する対応は大きく3点である。

1点目は、県高校総体等での感染症対策への取組についてである。県高校総体など主要な大会での感染拡大を防止するため、大会を主催する島根県高等学校体育連盟、島根県高等学校野球連盟、島根県高等学校文化連盟（これ以降は略称で説明する）に対して、知事と教育長の連名により、各大会等における感染症対策、換気の徹底など「三密」の回避、体調不良者の出場可否の適切な判断などの徹底について、一層取り組むよう依頼をしたところである。なお、参考として記載しているとおり、同時期に知事が中国地区や全国レベルの各主催団体に対しても同様の内容で要請をしている。

こうした対応と併せて、総務部財政課が予算管理する新型コロナウイルス感染症対策調整費によって、資料の（1）の対策を実施することとしている。①は、県高体連、県高野連、県高文連の大会主催団体に対する県費10分の10の経費補助であるが、大会開催前及び開催期間中の生徒や引率教員、補助員等関係者に対する抗原定性検査の実施に係るものとなる。概算の執行見込額は4,900万円である。次に②は①と同じく大会主催団体に対する県費10分の10の経費補助であるが、大会会場において消毒液や換気等に要する感染症対策のかかり増し経費に係るものとなる。概算の執行見込額は1,400万円余となる。③は県立学校が、「密」回避を目的に、県大会等への参加のために借り上げるバスの増車へ対応するものである。概算の執行見込額は900万円余となる。なお、私立学校分については総務部で予算措置し、対応される。

以上①から③の概算による執行見込額の合計は、（2）のとおり7,200万円余となる。

3の2ページをお願いする。2点目は、感染症対策に関するオンライン研修会の開催についてである。健康福祉部感染症対策室の協力のもと、（2）の対象に向けた感染症対策に関するオンライン研修会を先週の19日木曜日に開催したところである。県立学校を始め、大会主催団体もオンライン参加し、（3）のとおり研修内容を学ぶ、また、知るよい機会となった。

3点目は、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業実態調査（文部科学省）についてである。本年度2回目の時点調査となる。現時点では文部科学省から追加の時点調査の依頼がないため、今回は最終となる。

(1) のとおり、5月9日時点の調査依頼があり、県分に併せ、市町村分も県で取りまとめて回答している。

(2) では、回答した調査結果を載せている。3の3ページをお願いする。島根県の回答となる。5月9日時点の欄であるが、学校全体の臨時休業を行っている学校数は、全校種合わせて3校。3校全てが高等学校との調査結果となった。次に、特定の学年学級の臨時休業を行っている学校数については、全校種合わせて11校、うち7校が小学校との調査結果となった。

3の4ページをお願いする。文部科学省が5月20日付で公表した全国の調査結果となる。調査対象の全学校数は約35,000校でその感染状況がそれぞれ異なる中、資料下部のグラフのとおり、学年学級の臨時休業及び学校全体の臨時休業ともに、前回の4月11日時点調査と比べて微減となっている。

———原案のとおり了承

報告第10号 公立高等学校における県外入学者数の推移について（教育指導課）

○中村地域教育推進室長 4ページをお願いする。いわゆるしまね留学については、県外生徒を受け入れることにより多様な価値観が形成され、コミュニケーション能力の向上が培われるなど、教育効果を踏まえて、県内生徒への高校への進路保証、受け入れ環境を見据えながらであるが、県外生徒の積極的な受入を行っている。

資料1番目、しまね留学については、県外中学校からの入学者の実績である。折れ線グラフにも示しているが、令和3年度230名から今年度は184名と、46名の減となっている。減少した理由については、2つ目のポツに記載しているとおり、一部のしまね留学推進校において、県内からの入学予定者数や寄宿舎の定員の収容状況などを考慮して、県外中学校からの入学者を減らしたことによる。具体的には、かっこ書きの参考で記載しているとおり、矢上高校普通科で県外生徒の割合を昨年度14%、8名で設定していたが、今年度は10%、6名に。同様に産業技術科で、35% 12名から26%、9名の5名減という状況である。また、隠岐水産高校では入学定員80名のところ、昨年度40%、32

名から今年度は30%、24名と、8名減じている。次にグラフの下、3つ目のポツであるが、県外中学校からの入学者の主な出身地としては、広島、大阪、山口、神奈川、東京が多く、地域別では中国、近畿、関東の順になっている。また、令和3年度入学者における東海地方の伸びが大きくなったが、今年度の入学者もほぼ同水準という状況である。

次に2. しまね高2留学についてである。これは国において、「地方と東京圏の大学生・高校生交流促進事業」が創設されたことにより、この事業を活用して、高校2年時の1年間をしまねの高校で学んでいただくという制度で、昨年度からスタートしている。令和3年度は6名受け入れたが、今年度は、三刀屋高校、津和野高校、隠岐高校、隠岐島前高校で、合計9名の受入実績となっている。

最後に3. 令和4年度の県外生徒募集の取組についてである。今年度の取組として、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応から、オンラインによる説明会をメインに、広報活動を実施するという予定にしている。具体的には、一般財団法人地域教育魅力化プラットフォーム主催の地域未来留学に参加することとし、県外生徒募集を行っている全国の高校76校と島根の高校14校の合計90校で、合同の説明会をする予定にしている。さらに、この地域未来留学のPRを行った後に、各校の個別相談会や東京での小規模合同説明会などを行う予定としている。また、(2)に記載しているとおり、昨年度中止をした島根県の学校をめぐるバスツアーについては、現時点で実施する方向で進めており、7、8月に3コースを計画しているという状況である。

○池田委員 隠岐の島町の隠岐水産高校の募集定員が32名から24名ということだが、隠岐の島町議会の報告によると、令和5年度は、新入生が寮には10名程度しか入寮することができないということで、募集定員をさらに減らさざるをえない状況ではないかと思われる。それで議会としては、みなし寮の建設を町に依頼し、町も早急に参加して来年度早々に建てていこうということである。それまでは旅館などを借りてでも新入生を入れていこうというような方向だということであるが、確か昨年、共同下宿の考え方があるということを企画課長さんも言うておられ、定住対策で地域振興課、建設技術課とか、その連携を基に考えを進めていくと言うておられたと思うが、このままだと町の責任で新しい寮を建てる、県立高校なのに町立の寮ということになるのではないかと思うが、そのあたりの取組というのはどうなっているのか。

○中西県立学校改革推進室長 隠岐水産高校の高校生の住まいの確保等について、御質問をいただいた。しまね留学に係る高校生の受け入れについては、寄宿舎の余剰、下宿

等、地域資源を最大限に活用して、その中で行っていくといったところで、各学校、市町村等で協力している。そのうえで、積極的な受入れ等については、県でみなし宿舍や、今年度新たに共同下宿というスキームを創設している。そういった仕組みを活用しながら支援をしていく。隠岐の島町のそういった動きはわたくしどもも相談をうけているので、具体的に担当者レベルで相談させていただきながら、丁寧に進めて参りたいと考えている。

○池田委員 その共同下宿の取組は、どの程度進んでいるのか。全県的に。

○中西県立学校改革推進室長 実際のところ、今、市町村から相談を受けているところの一つあり、これについて、庁内の対応としては、もうすでに実施計画等をやりとりして、先般、交付を決定、執行している。

○池田委員 そうすると、みなし寮などの建設を含めて、来年度の島外のしまね留学は、隠岐水産高校は今年度並みの募集ができると考えてよろしいか。

○中西県立学校改革推進室長 このあたりも募集するからには、住まいの確保というところが、ある程度セットでなくてはならない。特に離島である。ここも我々と相談の中で、具体的にスケジュール感であるとか、実際に自治体の方で計画されるものは、我々のスキームに合致するものかどうか、やりとりし、その上で決定させていただく。入学定員の中の身元引受人による県外生徒の上限についても、このようなことを踏まえ、適切に定められるものと承知している。

○池田委員 県立高校なのに県立の寄宿舍でなく、町立のみなし寮は多分隠岐以外、他の市町村もあると思うが、それはそれでよしとするわけか。

○中西県立学校改革推進室長 そのあたりは、昨年の県議会の中でも答弁で教育長の方で説明いただいたが、今のしまね留学は、先ほどわたくしが申し上げたような形で、既存の地域資源を活用しながら、第一義的には県内生徒、県外生徒にとっても、双方に魅力のある教育活動が視点である。どうしても昨今、コロナを含めて、緊急事態であるとか生徒の見守りについては、住まいの場所だけでなく、いずれにしても教員のかかわりが避けて通れないところがある。こういった支援体制も含めて、考えていく必要がある。そういったことも、地元市町村とは共有しているところである。そのうえで場合によっては市町村の方の協力を得なければならない。また、もう一方で、そういった考え方の上で、教育長の答弁の中でも、住まい確保はいわゆる地域住民として、市町村の中で考える必要があるのではないかと。そういったところはわたくしども、県の方で先ほど

おっしゃったスキームの中で支援をしていくというところで、このスキームの支援の趣旨が、高校生の円滑な集団生活を支援していく、そういったところである。

○大野学校企画課長 補足だが、そもそも県立の寄宿舎というのは、県内で通学が困難な方を入れるために整備をしているので、県内生がまず優先という形になり、空いている範囲で県外生も受け入れるということになっている。今回、この資料にあるが、県内の入学予定者がある程度確保できるという状況があったので、その空いている部分で受け入れをすると、県外生が少なくなってしまうという事情がある。今後、仮に、さらに県外生を受け入れていくということになれば、住まいも確保していく必要があるが、県立の寄宿舎を県外生のために広げるといえるのは、なかなか難しい面があるので、市町村である程度、主体的に取り組んでいただく必要がある。県としては、そこにソフト面や技術的な面で何かサポートができればしていくという役割分担で進めていくことになっているので、県外生の受け入れを進める以上は、市町村がある程度前面に立つ、県としてもそれを側面からサポートするという、そういう役割分担になってくるのかなと思う。

○池田委員 そうなのですかという感じである。島根県全体で、高校生を県外から招いて、交流人口を増やしていくというのが政策だと思っていたが、そうでもないというか。もちろん県内の子どもたちが優先なのは分かるが、そこを何か積極的な意味で増やしていこうという取組というふうに考えていたわけではないということか。

○大野学校企画課長 しまね留学自体は、県内生、県外生、双方への教育的効果という意味でも効果的な取組であるので、推進していこうという方向はある。ただ、県内生が寄宿舎に入れなくなるレベルでどんどん県外生を入れていこうとするのは違うと思う。県内生、県外生のバランスも考えないといけないので、そのあたり全体を踏まえながら、200人程度というKPIを設定して毎年やってきており、昨年度は230人であったが、それをさらに伸ばしていこうという目標がもともとあったわけではない。200人前後のところで推移していくというのが基本的な考え方かなと思う。

○中西県立学校改革推進室長 先ほど私の説明の中で共同下宿のスキームについて、すでに交付額が決定して、執行と言ってしまったが、正確には補助額を決定した。予算は執行していない。

○朋澤委員 今と同じことで重なってしまうが、わたしも池田委員と全く同じ意見で、島根県はしまね留学で島根県に他県から、高校生さんに来ていただいてという取組の方

向だと思っている。実際に吉賀高校も県外生がおり、寮もできてはいる。ただ、その寮がとてもすてきな寮で個室であり、入っておられる学生さんにとってはすごく住みやすいように聞いてはいるが、入りきらない。行政はどういうような呼びかけをしたかというのと、一般の家庭に受け入れてもらえないだろうかという呼びかけをしたが、なかなか実際難しいように聞いている。全体の呼びかけで、なかなか集まらないので個人的に、行政も一本釣りという言葉が正しいかどうかかわからないが、高校生を受け入れられそうなところというような家庭に声を掛けたりして、とても苦慮していたが、実際問題、普通の家庭で、よそから来られた高校生を受け入れて、生活全般のお世話をするというのは、よほどその気持ちがないとできないことである。にもかかわらず、吉賀高校も定員が割れており、高校生の教育活動の方面ということを考えると、町内の子どもと近くの町村からの子どもたちだけでは、なかなかニーズ的に十分にならないといったところで、そのように受け入れるのも難しい部分もある。学生さんの住まいについてはなんらかの手立て、県外生徒さんの受け入れる手立てを、県としても考えていただけると、しまね留学ということを進めやすくなるような現状が吉賀町にはあるということだけお伝えさせてほしい。

○河上委員 先ほどの池田委員や朋澤委員の意見と同意するが、例えば地域資源活用としては、空き家対策などのそういった活用、今実際されているのか、また今後もそういう空き家対策として、下宿先に、ひとつ提案としては考えられているのか、そういったことも教えていただきたい。

○中西県立学校改革推進室長 例えばということで、共同下宿スキームやみなし寄宿舎のいずれも空き屋などを改修して、活用するということは想定している。具体的にこういった計画はどうであろうかと、実施計画を考えて各市町村から相談があった場合には、知事部局の担当部署と情報共有して、こんな相談があれば、私たちからつながせてほしい、あるいは直接、連絡してあげてほしい。そういったことも既に行っている。そういった状況である。

○河上委員 先ほど朋澤委員も言われたが、今、地方の高校は定員割れをしている状況で、もっとももっとこういった取組を積極的に進めていく必要があるのではないかと思う。今後の関係人口を増やしたり定住人口を増やしたりにも、非常に一つのいい取組だと思うので、各地域の活性化も考えると、ぜひ今後、もっと推し進めていただきたい取組であると思うのでよろしく願います。

報告第 11 号 特別支援学校における通学支援アンケート調査について（特別支援教育課）

○妹尾特別支援教育課長 5 の 1 ページをお願いします。しまね特別支援教育魅力化ビジョンの柱である「多様な学びの場における教育環境の充実」の中で、特別支援学校の教育環境の整備の一環として、通学支援の充実を挙げている。通学にかかる保護者の負担を軽減するための支援を、障がい福祉サービスなども含めて検討していくために、昨年度のところまで通学実態の調査をアンケートにて行った。

2 調査対象者は、特別支援学校に在籍する児童等の保護者で、①学校に隣接する医療機関に入院しているケース②在宅で訪問教育を受けているケース③児童福祉施設に措置入所しているケースを除いている。

4 調査期間に書いてあるが、昨年 9 月から 10 月にかけて行った。

5 回答者数である。特別支援学校全 12 校の昨年度の全幼児児童生徒数 993 人のうち、先ほど申し上げた 2 の①から③を除いた 899 人が調査対象者となる。そのうち回答があったのは 776 人、回答率は 86.3%となった。回答者数のうち、寄宿舎生や施設の契約利用者を除いた自宅通学生の数 666 人、回答者数の 85.8%に当たる。

6 調査結果を御説明する。まず、回答者の全体を示す数値であるが、（1）在籍する学部については御覧のと通りの割合となった。この割合は全幼児児童生徒数 993 人の学部の内訳と大きく変わっておらず、回答に学部の偏りはなかった。（2）障がい種である。重複障がいの児童等がいるので、複数回答となっている。知的障がいのある児童等が全体の約 4 分の 3 という結果が出ている。またこの中で、その他で発達障がい 90 人、精神障がい 21 人、その他少数でダウン症、重症心身障がいなどの回答が含まれている。

続いて、5 の 2 ページをお願いします。ここからが通学の実態となる。（3）から（9）まで表とグラフを載せているが、それぞれ左側が回答者全体 776 人のデータ。右側が自宅通学生 666 人のデータとなっている。（3）が自宅から学校までの距離、（4）が自宅から学校までの所要時間である。全体と自宅通学生を比較すると、割合は大きく変わらないが、通学が長距離・長時間かかる割合が全体の方がやや高い結果となっている。これは寄宿舎生や契約利用の施設生が、遠方の児童等が多いためである。そ

のため、自宅通学生は近距離の割合が若干高くなっている。

続いて5の3ページをお願いします。右上、(5)－2、登校時に主に利用している移動手段では、徒歩・自転車とバス・電車は自力で通学できる子どもたちである。その他が支援が必要であるが、その中で自家用車での通学が262人、39.3%と最も多くなっている。この自家用車での通学をしているケースが主に支援の対象となると考えられる。続いてその下、(6)－2、スクールバスを利用していない理由であるが、表の上から2列目、スクールバスが運行していない、その下、乗車場所が遠い、乗車時刻が合わない、子どもの障がいの状況、その他これらを合わせると約半数になるが、これらの方は条件がそろえばスクールバスを利用したいと考えておられると推察される。スクールバスの充実に向けてのニーズがあると思われる。

続いて5の4ページをお願いします。右上、(7)－2、下校時に主に利用している移動手段である。福祉事業所による移動支援など民間送迎と放課後等デイサービスを合わせると半数を超える割合になる。一方で、登校時に最も多かった自家用車は2割を割っている。先ほどの5の3ページの登校時に主に利用している利用手段と比較すると、下校時は障がい福祉サービスによる支援が充実していることが分かる。なので、通学支援のニーズとしては、登校時におけるニーズが高いということが、このデータから考えられる。続いてその下(8)－2、通学による生活への影響であるが、影響があると答えた方が3割以上あった。記述いただいた生活への具体的な影響は、下のところに書いているが、学校の登校時間が遅く、朝の勤務時間に間に合わない。希望する働き方ができない。フルタイムで働けないなど、保護者の働き方への影響について記述が多くみられた。特別支援学校の始業時間のほとんどが9時45分や9時50分からである。その時間に子どもを送り届けて、それから仕事に出るということで、勤務時間への影響が大きいという回答が多く見られたところであった。その他、精神的・時間的負担が大きい。祖父母への負担が大きいなどの意見があった。これらの結果から、登校時間に合わせて通学することで、働き方に影響を受けている保護者が多いことがわかり、この朝の早い時間に子どもを預けられるような支援が、保護者では特に有効な支援ではないかということが想像される。

続いて5の5ページをお願いします。右上、(9)－2、通学支援に望むこととしては、現在の通学方法でよいが最も多くなっている。このことは、現在行っているスクールバスや福祉サービス等の通学支援の効果が、一定程度あるということを証明していると考え

えられる。要望としては、スクールバスの充実が最も多く、次いで福祉事業所等による民間送迎へのニーズが高くなっている。これらの結果から、スクールバスの充実、福祉サービスの充実、それから学校に預ける時間が早くできるような朝の預かり等が、保護者の負担軽減に繋がる支援になりうるということは現段階では考えられるが、現在各学校に今年度の最新の状況をヒアリング調査も行っている。これらを踏まえて引き続き調査分析を行い、通学支援のあり方を今後検討して参りたい。具体的な対応策を明確にするには、もう少し時間が必要であるといった現在の状況である。資料の一番下のところに参考として、本県におけるスクールバスと通学支援について載せている。平成19年9月より開始していること。自立と社会参加に向けたステップとしての支援と保護者の負担軽減を目的としているということである。

○野津教育長 さっき、登校時間が9時40分、45分と。8時40分、45分の間違い。

○妹尾特別支援教育課長 大変失礼した。8時45分や50分といったところが多いということである。

○池田委員 わたしのいる福祉事業所も、移動支援などの送迎を担っている。小学1年生、2年生のときで、2年目であるが、お母さんとお父さんは、県がよくしてくださるということでありがたいと言っておられるが、スクールバスもあるが、スクールバスはとにかく大きい。大型のバスで校外活動など、たくさん子どもたちを乗せて出かけるための物だと思う。それに1人とか乗って送迎をしている状況があり、それがうちの地域と違うところに行っていて、うちの地域からは小学校2年生の子どもさんが1人、学校に送迎している。小さい車だったらもっと稼働ができて、スクールバスのニーズが大きいと言っておられたが、その方がいいのではないかと。

また、8時半に自宅を出て8時50分ぐらいに学校に着くので、先ほどの9時始業というのはどうなのだろうと思う。福祉サービスの充実というのは、なかなか事業所としては、うちは五箇地区にあるので、五箇の子どもたちを養護学校に送迎するのはとても便利であるが、違う反対側の方の地域の子どもさんだったら、福祉サービスも、なかなか難しいのではないかと。地域の実状にあって、スクールバスが小型化されると助かるのでないかと感じた。

○妹尾特別支援教育課長 様々なニーズが出てきているが、福祉事業所からの御意見ということでありがとうございます。今のそういったスクールバスをどう、より効果的に使っていくか。福祉サービスがどのような地域に合わせてどのように保護者の支援に役

立っていくのか、支援になるのかというところを、いろいろ地域の実情の情報を得ながら検討しているところである。また福祉サービスとなると、他部局との連携も必要になってくるかと思うが、そういったような情報を得ながら他部局との連携もとりながら、どういった支援がとれるかということは今後検討していきたいと思う。

○池田委員 放課後のデイサービスの送迎は、学校がスクールバスで、デイサービスのところへ送るということができない。なので、わざわざ遠い放課後児童デイサービスのある地区から迎えに行ってしまうことはやらなければいけない。この送迎もなかなか大変だと聞いているので、そここのところのスクールバスが稼働しないかなと思う。

○原田委員 5の5ページの通学支援に望むことの結果のところ、スクールバスの充実が247、希望があるわけだが、これはバスの要するに増便というか、複数のバスを要求されているというふうにといい意見が多いのか、併せて医療的ケアの子どもたちがバスでなにかあった時に対応ができないから、今、そういった医療的ケアの保護者の意見も非常に多いのか。

○妹尾特別支援教育課長 このスクールバスの充実についての具体的な要望としては、利用の時間、スクールバスが迎えにくる時間、あと迎えに来る場所というところが、家の状況にあってなくて使えないということ。先ほどあった医療的ケア、てんかんの発作があったり、あるいは1人で落ち着いて乗っていることができない実態であったりという場合に、なかなかスクールバスも利用が難しい。スクールバスについては、昨年度、コロナ感染対策で、新たにバスを買う事ができた。その活用も含めて、現在運行しているルートより有効なルートはないかということの検討も含めて、既存のバスを使いながら、より効果的なスクールバスの支援の運行を考えることによって、スクールバスを利用したいという方の支援ができるだけできるような方法を考えていきたいと思っている。

子どもたちの医療的ケアについて、スクールバスにおいては、乗車中に安全なケアができないということなので、現時点では対象にはなっていない。福祉サービスの方で移動支援の事業がある市町村では、そういった移動支援のサービスを使って通って来られる、あるいは、介護タクシーという制度で家の方から学校までで通っておられるか、もしくは保護者による自家用車で送迎というのがほとんどの実態である。そういった中で、先ほどからもあったが、福祉サービスのより充実を願う保護者の意見がある。医療的ケアも非常に高度な医療的ケアを高頻度で要する実態の方からそれほど頻度が少ない方等、その実態は様々である。どちらかといえば、医療的ケアの程度が軽い方の保護者の方には、一律

にスクールバスの対象から外すというのはどうであろうかといった御意見も記述の中にあつた。そういった点も含めて今後検討していきたいと思っている。

○原田委員 分教室の設置に、数は少ないが多少希望されていらっしゃる。この分教室はおそらく知的障がい的高等部の保護者なり生徒が多いかと思うが、どのようなエリアで、この分教室の設置を希望があるというのは分かるか。

○妹尾特別支援教育課長 この分教室の設置については、このアンケート調査の結果の中では、数的には割合としては高くなかったということで詳細な検討は現段階ではしていないという状況である。現時点でこの調査の結果からはニーズの高いところをまずは対応をしていこうというところで、スクールバス、福祉サービスからの扱い等を今後検討していきたいと思う。

○原田委員 もう1点。寄宿舍の充実も希望が出ている。先ほど高等学校の寄宿舍のこともあるが、特別支援学校の寄宿舍も希望する生徒がいるのは当然であるが、この充実に関しては、利用する舎生が使えるように増築などを考えているのが多いか。

○妹尾特別支援教育課長 寄宿舍の充実の要望であるが、これについても詳細の検討は現在のところしてはいない。寄宿舍全体としては定員を割っているところが多いというところもあり、支援の対象とするかどうかということも含めて今後まだ検討していきたいと思っている。

○朋澤委員 吉賀町は、一番近くの特別支援学校は養護学校になるが、片道1時間かかる。その場合に様子を見ると、自家用車で通っておられるところもあるが、寮に入っている人は月曜に自家用車で連れて行って金曜日に連れて帰るというような方もおられ、また、中学部から入学したかったが、通うすべがないので中学校の特別支援学級でという流れがあったときもあるように聞いているが、松江市内や出雲市内の交通状況とは違って、時間がかかる、物理的に通うのが困難なところがある中で、自家用車で通っている場合には、何らかのその金額的な支援等もあるのでないかと思う。今、ガソリン代が上がったり、そういう社会状況に合わせて支援が変わったりはしないか。

○妹尾特別支援教育課長 自家用車で通学のガソリン代については、就学奨励費の対象ということで、保護者の負担にならないように経費的な補助があるが、現時点でこのガソリン代高騰での補助単価の上昇というところは現在行っていない。

○朋澤委員 それと、通うのになかなか難しいと思っているが、その中でスクールバスをと言われても、それは学校に交渉すれば、なんとかなるものか。実際、養護学校に入

学したいが、とても片道1時間かけて迎えに来ていただくような状況が今までなかった場合に、お願いすれば何とかなるのか。

○妹尾特別支援教育課長 そのあたりについては、地域の実情とか子どもさんの実態、学校の状況等を総合的に検討して可能かどうか、現実的な方法として支援が可能かどうかというところをしっかりと検討していかなければならないと思っている。通学の手段で希望するところに行けないということは、起こらないようにしていくべきではないかと思っているので、そういったところはしっかりとまた地域の実情を見ながら検討していきたいと思う。

○朋澤委員 この養護学校のスクールバスってというのは、どなたか介助されたりするような方が乗っておられるか。

○妹尾特別支援教育課長 通学支援でのスクールバスは、1台に1名の添乗員が乗っている。一般から募集して雇用している方で、その添乗だけのために雇っている形である。

○朋澤委員 それはどのバスにもいるか。

○妹尾特別支援教育課長 はい、どのバスにも、1名はいる。

———原案のとおり了承

野津教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第2号 令和5年春の叙勲候補者の推薦について（総務課）

———原案のとおり議決

協議第1号 令和5年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針（案）について（教育指導課）

———資料により協議

野津教育長 閉会宣言 15時05分